

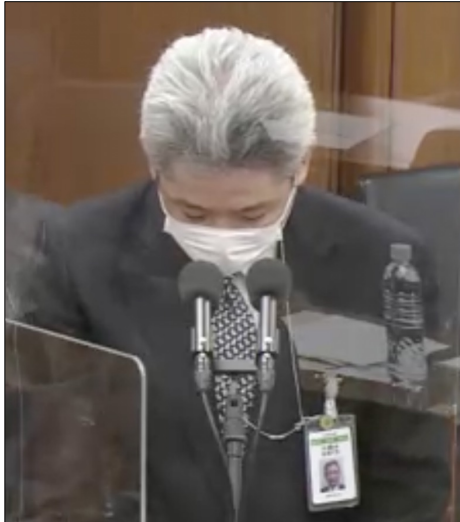
2023/3/23

「公正な裁判を受ける権利と判検交流に関する勉強会」

@日弁連人権擁護委員会第6部会

西川伸一（明治大学政治経済学部）

nisikawa1116@gmail.com



（はるな・しげる）

1 判検交流の現在

衆議院法務委員会で答弁する**春名茂**・法務省訟務局長（2023/3/10）

案件：裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

鈴木庸介（立民）：「うまく行っているところもあると思うんですね。まずおうかがいしたいのは、訟務分野において国の指定代理人として活躍する裁判官の検事の数縮小する。きのう〔正しくは一昨日〕**牧原筆頭理事**からも質問ありましたが、これについての具体的な経過を教えてくださいませんか」

1

1



（すずき・ようすけ）当選1回

2010 55/95（57.9）

2022 41/122（33.6）

★「国の指定代理人として活動」しない裁判官も2015年以降はいる

「お答えいたします。**国の指定代理人として活動する裁判官**出身者の数およびその割合につきましては、平成22〔2010〕年4月時点で55名、57.9%であったところ、令和4〔2022〕年4月時点では41名、**33.6%**でございます必要な取り組みを進めてきたところでございます」

表9-2 2015年以降の訟務検事の増員とそれに占める出向裁判官数

区分	訟務検事数	うち裁判官出身者 (a)		法務省への出向裁判官数 (b)	(a)/(b) (%)
		うち国の指定代理人として活動する者	訟務検事数に占める割合 (%)		
2009	95	55	57.9	103	53.4
2010	95	55	57.9	103	53.4
2011	95	52	54.7	99	52.5
2012	96	49	51.0	92	53.3
2013	96	46	47.9	89	51.7
2014	96	43	44.8	86	50
2015	103	46	40.8	90	51.1
2016	115	53	36.5	97	54.6
2017	120	54	35	96	56.3
2018	121	52	34.7	101	51.5

作成参照：2019年7月24日に山尾志桜里衆議院議員事務所から筆者に提供された法務省**西川**（2020：178）

2



(やまお・しおり)
当選3回、2021年総選挙
に立候補せず政界引退。

2018/3/30衆議院法務委員会での判検交流質疑

山尾志桜里(立民・元検察官)が「国の指定代理人として活動」しない者について質す。

館内比佐志法務省訟務局長(現・東京高部総括)の答弁:訟務局設置により]予防司法支援や国際訴訟等への対応など新たな業務が加わったため、これに従事している。

⇒「国の指定代理人として活動する裁判官の検事の数进行縮小する政府方針には反しない。

前スライドの表9-2:2015年の訟務局設置以降確かに出向者のうち「国の指定代理人として活動する者」の割合は低減している。

山尾:「国の指定代理人として活動する者とカウントされていない方でも、忙しいときは応援として国の指定代理人として活動している**場合があるのかないのか**」

3

3



(たちうち・ひさし)
訟務局長⇒仙台地裁
所長⇒東京高裁部総
括

館内:「国の利害に関係のある訴訟につきましては、量的にも質的にも**複雑困難化**しているなどの状況」があり、「そのため、裁判官出身者の訴訟検事のうち国の指定代理人として活動する者ではないというものにつきましても、個別の事案に応じて、例外的ではありますが、**指定代理人となって活動させることがあり得る**」

★「場合がある」

2001省庁再編⇒法務省は訟務局を廃止⇒2015訟務局復活

理由:原発の運転差し止め、**米軍基地関連の訴訟**など国を被告とする裁判の増加

⇒訟務検事の中に国の指定代理人として活動しない者も存在することに

4

4

法務省・館内訟務局長インタビュー@2017/9/17『産経新聞』



朝日の「首相動静」にあたる「〇〇日誌」は、正確性において各紙の中で最もすぐれている。

国を相手取った訴訟が相次ぐ中、国の代理人を務める法務省訟務局が存在感を発揮している。**国内外の紛争での作戦を練る姿は「軍師」とも称される**。国際裁判では日本の経験の乏しさも指摘されてきたが、7月に局長に就任した館内比佐志氏(56)が取材に応じ、「これまで国内で培ったノウハウは国際裁判でも生かせる」と語った。

――日本に調査捕鯨の中止を命じた2014年の国際司法裁判所(ICJ)の判決をきっかけに、国際紛争への対応が強化された

「ICJ判決を分析すると、基本的な判断枠組みは国内の裁判所と共通している。枠組みに沿った主張・立証をするという点では、国内法曹が十分鍛えられた分野を応用できるはず。裁判に向けた作戦を立てる上で、国内の学者や弁護士らとも連携し、各省庁の担当者と、代理人を務める海外の弁護士らとの橋渡し役を務めたい」

5

5



(略)

「**訴訟対応と予防司法**を2本柱と位置付けて、取り組んできた。予防司法支援制度にはこれまでに約680件の相談が寄せられ、手応えを感じている。各省庁に『まずは訟務局に聞いてみよう』と思ってもらえるような、信頼される相談先になっていきたい」

安倍首相は訟務局長と会っていた(次スライド参照)

典拠:『産経新聞』『安倍日誌』

3、8、10(赤字)は20分以降

★10回の面会中、7回は防衛官僚と同行

⇒米軍基地関連の訴訟の打ち合わせ、報告か

参考)9の「前例」⇒館内比佐志・春名茂の新旧訟務局長の岸田首相へのあいさつはなし。

6

安倍首相と訟務局長の面会記録		面会年月日	面会時間	訟務局長	同行者
	1	2015/9/18	16:05～16:14	定塚誠	なし
	2	2015/10/21	13:47～13:58	定塚誠	黒江哲郎防衛事務次官
	3	2016/2/2	15:37～16:10	定塚誠	真部朗防衛省整備計画局長
	4	2016/4/14	10:11～10:20	定塚誠	黒江哲郎防衛事務次官 真部朗防衛省整備計画局長
	5	2016/12/6	10:09～10:12	定塚誠	高橋憲一防衛省整備計画局長
	6	2017/3/8	17:36～17:46	定塚誠	和泉洋人首相補佐官 佐藤一雄水産庁長官 高橋憲一防衛省整備計画局長
	7	2017/4/7	17:30～17:48	定塚誠	黒江哲郎防衛事務次官 高橋憲一防衛省整備計画局長
	8	2017/6/9	10:21～10:41	定塚誠	高橋憲一防衛省整備計画局長
	9	2017/7/14	11:07～11:08	館内比佐志	定塚誠
	10	2019/7/9	7:51～8:20	館内比佐志	山下貴司法相・根本匠厚生労働相・辻裕教法務事務次官・鈴木俊彦厚労事務次官

7

2023/3/8衆議院法務委員会での判検交流質疑



(まきはら・ひでき) 当選5回
参考) 後方の議員が鈴木庸介

牧原秀樹(自民・弁護士出身):「私も実は任期付きで政府に入ったことがございます。経産省に入って紛争の、国際通商の紛争とか交渉の担当をやったんですけど、その中で**民間の弁護士が政府に入ってやれることとやれないこと**っていうのはつくづく感じました。で、やれないことの一つは実はこの訟務だと思ってます。国が訴えられたりして訴訟したときに現在、私が副大臣やった厚労省でもちゃんと法務担当をつけて法的に対応できるよう態勢を整えた、これは全省庁でやるべきなんですけど、**国自体が訴訟でやるような場合**というのは、やはり**民間の弁護士がきてやるという守秘義務とかいろいろを考えてもやるべきではない**と私は思っていて、そうすると裁判官か検察官の方が基本的にやることになると思うんですけど、

8

8

その性質上考えると、検察官の方がやるというよりは**裁判官出身の方、つまり民事訴訟をやっている方のほうが私は筋がいい**というふうに思っています。で、一方で中立性の問題があって裁判官が一方で国の訴訟をやりながら一方で裁判をやるというのはなかなかむずかしいんじゃないかという、**当時指摘があって、その割合を減らしてきている**という話は理解していますけど、現在かなりその割合は減ってきているというふうに私は理解をしています。私はこれ以上裁判官の、**プロの裁判官の割合を減らすというのは限界に来ている**と思いますし、そうすべきじゃないと、こう思いますけれども、この点についての法務省の見解をおうかがいします」

表9-1 行政官庁等への出向裁判官数（1999；2009～2018）

機関名	1999	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
7 法務省	101	103	103	99	92	89	86	90	97	96	101

★2012/4/1～ 刑事分野での判検交流廃止 西川(2020: 175)

「筋がいい」？

2019-102 2020-102 2021-103

自治体が当事者になる訴訟は？ (<https://yamanaka-bengoshi.jp/2019/08/19/shukkou-saibankan/>)



（かどやま・ひろあき）

右下は高見康宏法務大臣政務官、
後方に控えているのは法務官僚

門山宏哲法務副大臣

（弁護士出身）：

「国を当事者等とする訴訟は増加傾向にあり、これらの訴訟に迅速かつ適切に対応していくため訟務の態勢を充実強化していくことは重要なことと認識しております。また、国を当事者等とする訴訟において委員ご指摘のとおり法律による行政の原理を確保し、適正な訴訟遂行を行う観点から**訟務部局に裁判官出身者を人材として配置することも重要な意義を有するもの**と考えております。」

令和4年4月時点で訟務検事に占める国の指定代理人として活動する裁判官出身者の割合は約3割となっておりますが、その数や割合を減らせば減らすほどよいとは考えておらず、様々な観点からみたバランスも重視して人材を配置していくことが相当と考えております」。

判検交流についての国の公式見解

「国の利害に関係のある争訟において国の代理人として活動する検察官の数に占める裁判官の職にあった者の数の割合があまり多くなるのは問題ではないかとの指摘がなされたことなどから、この割合を次第に少なくする見直しを行うこととした」 浅野貴博(新党大地・真民主)衆議院議員提出の「いわゆる判検交流の存続に対する政府の認識等に対する質問主意書に対する政府答弁書(2012/5/11)」

牧原質疑の真意・ねらいはこの見解の軌道修正にあったのか？ 法務省からその旨の「依頼」があった？

11

11

2 判検交流の歴史

国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)

第1条 国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務総裁が、国を代表する。

第2条 法務総裁は、所部の職員でその指定するものに前条の訴訟を行わせることができる。

(略)

★「国の指定代理人」の法的根拠

附則 この法律は、法務庁設置法施行の日から、これを施行する。

(1948/2/15) ⇒ 法務府(1949/6/1) ⇒ 法務省(1952/8/1)

背景) 当時、法務庁に民事の専門家が不足していた。

現在は「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」

法務総裁 ⇒ 法務大臣

12

12

「1960年代までは合計で(略)数名から多くても10数名程度」

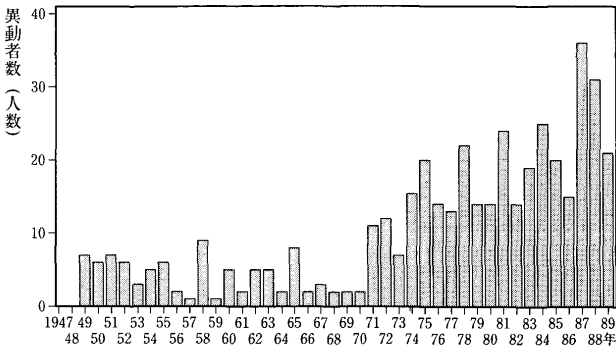
「1970年代から1980年代にかけては、各種の公害訴訟や行政訴訟などにおいて、**多数の被害者が国を被告として訴えを提起**し、これまでになかったような新しい種類の問題が争点となった。このような事態に対応するため(略)国が当事者となる訴訟において、裁判官からの出向者がいわゆる訟務検事として国側の訴訟代理人となることなどを通じて、このような**新しい種類の問題に対処しよう**とし、その結果として、訟務関係の中堅以上の**出向者数が増えた**のではないかと推測される」。

	判検交流合計	うち裁判所から法務省への異動
1975	34	20
1978	42	22
1981	47	24
1984	51	25
1987	63	36

例)スモン訴訟、
大阪空港訴訟

(萩尾編 2004: 150-151)
13

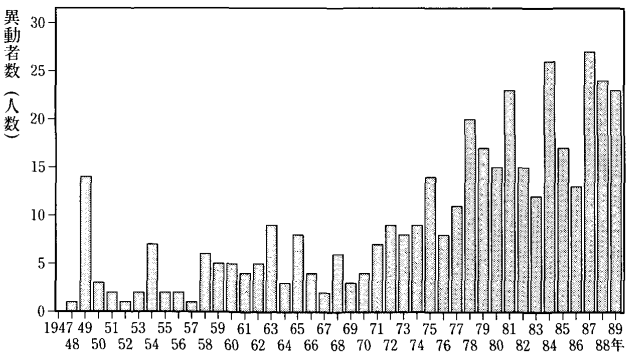
〔グラフ②〕 人事交流（裁判所から法務省へ）



出所：東京弁護士会司法問題対策特別委員会・前掲調査報告書 1 頁をもとに作図。

出典：木佐(1990: 310)

〔グラフ③〕 人事交流（法務省から裁判所へ）



出所：東京弁護士会司法問題対策特別委員会・前掲調査報告書 1 頁をもとに作図。
14



(みや・ただし) 1971/9/10『読売新聞』夕刊

宮公老齡年金訴訟

「あなたは恩給をもらっていますね。それでは老齡福祉年金は出せません」

⇒無効であると国を相手に争う

1974/4/24東京地裁判決：原告請求棄却

⇒控訴審は東京高裁第九民事部に係属

裁判長：豊水道祐

右陪席：小林定人

左陪席：小田原満知子

豊水も小林も訟務検事を長く務め、朝日訴訟の「国の指定代理人」だった。

偶然か？

15

15

宮は忌避を求めて争う。⇒ 国会でも取り上げられる。

1976/5/24参議院内閣委員会

矢田部理(社会・弁護士出身)：「こういう人事の交流が裁判に対して**非常に誤解、不信を生む**ことも実態としてあるわけなんです」

稲葉修法相：「お説の点についてはもっともな点がありますから自今**気をつけます**」

担当部を変えて審理される。ただし、忌避が認められたわけではなく司法行政上の理由とされる。⇒1981/4 控訴棄却判決

「訟務検事として国側の訴訟代理人(略)となって訴訟行為を行った者が裁判所に戻って裁判官として司法権(裁判権)を行使することは、**三権分立の原則**をないがしろにするのではないか(略)**裁判の公正**の観点からみると問題があるという指摘には、一定の説得力があるということができるよう思われる」(萩尾編 2004: 153)

16

16

法務省出向は裁判官の出世コースの一つ

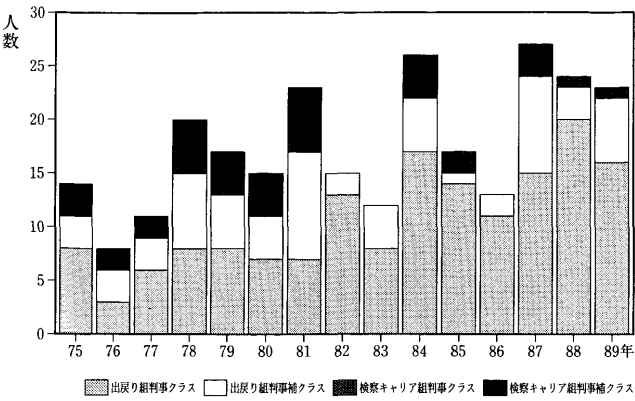
小川までの17人のうち依願退官、在官中死亡をのぞく
14人中12人は高裁長官に到達、6人が最高裁入り

歴代法務省民事局長

No.	氏名	生年	性別	出身大学	期	級組	定着地	任官	検事転官	就任	退任	地家裁	高長官	最高	備考
1	香川 保一	1921	男	東大	1	A1	東京	1949.6	1950.9	1975.7.18	1979.7.20	東	札 名	○	定年退官
2	真家 克己	1923	男	東大	2	A1	東京	1950.4	1953.1	1979.7.20	1980.12.25	東	広 大	○	定年退官
3	中島 一郎	1926	男	京大	3	S3	東京	1951.4	1977.5	1980.12.25	1983.6.21	東	—	—	依願退官
4	枇杷田泰助	1926	男	東大	6	A1	東京	1954.9	1958.5	1983.6.21	1986.7.15	東	—	—	定年退官
5	千種 秀夫	1932	男	東大	7	A1	東京	1955.4	1974.1	1986.7.15	1987.11.24	東	—	○	事務総長も/定年退官
6	藤井 正雄	1932	男	京大	9	A1	東京	1957.4	1977.12	1987.11.24	1990.3.5	東	大	○	定年退官
7	清水 滋	1934	男	東大	12	A1	東京	1960.4	1962.9	1990.3.5	1993.7.2	東	広	○	依願退官
8	浜崎 恭生	1940	男	京大	16	A1	東京	1964.4	1979.7	1993.7.2	1997.7.7	東	名	—	定年退官
9	森脇 勝	1942	男	東大	20	A1	東京	1968.4	1971.4	1997.7.7	1998.6.23	東 名	—	—	依願退官
10	細川 清	1944	男	東大	21	A1	東京	1969.4	1976.1	1998.6.23	2001.1.6	東	名	—	定年退官
11	山崎 潮	1944	男	東大	22	A1	東京	1970.4	1984.4	2001.1.6	2001.12.1	東	—	—	在官中死亡
12	房村 精一	1947	男	東大	23	A1	東京	1971.7	1974.4	2001.12.1	2005.1.18	東	仙 名	—	定年退官
13	寺田 逸郎	1948	男	東大	26	A1	東京	1974.4	1981.4	2005.1.18	2007.7.10	東	広	◎	定年退官
14	倉吉 敬	1951	男	京大	28	S3	東京	1976.4	1996.7	2007.7.10	2009.7.14	東	仙 東	—	定年退官
15	原 優	1953	男	東大	31	S3	東京	1979.4	1986.5	2009.7.14	2012.9.25	東	名	—	定年退官
16	深山 卓也	1954	男	東大	34	A1	東京	1982.4	1996.9	2012.9.25	2015.10.2	東	東	○	最高裁判事
17	小川 秀樹	1957	男	東大	37	A1	東京	1985.4	1990.8	2015.10.2	2017.7.7	東	広	—	東京高総括 定年退官
18	小野瀬 厚	1960	男	東大	38	A1	東京	1986.4	1988.4	2017.7.7	2019.7.15	東	—	—	宇都宮地・家所長 千葉地所長
19	小出 邦夫	1965	男	一橋大	41	S3	東京	1992.4	2003.4	2019.7.16	○	—	—	—	東京高総括

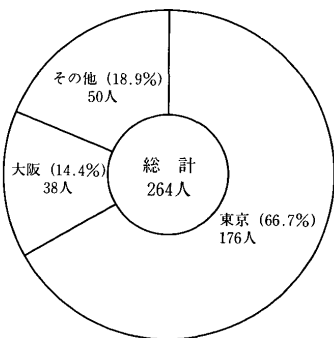
注) 氏名がゴシック体の者は任官後5年を経ずして検事に転官し法務省に出向した者。
20 金子 修 1962 男 東大 42 A1 東京 1990.4 2007.2 2021.7.16 ○ 西川(2020: 378)

〔グラフ④〕 経歴別に見た異動者



出典: 木佐(1990: 311)

〔グラフ⑤〕 法務省からの異動者の東京および大阪への配属比率



1975年～1989年（7月まで）

出所: 東京弁護士会司法問題対策特別委員会・前掲調査報告書21頁をもとに作図。

歴代法務省訟務局長

赤字は「大臣官房
総括審議官」

「地家裁」の太字は
高裁所在地地裁所
長

★いまでは高裁長官
には達しない。地裁
所長⇒高裁部総括ま
で。

作成参照：

<https://yamanaka-bengoshi.jp/2018/01/08/shoumukyokutyou/>

No.	氏名	生年	性別	出身大学	期	級組	定着地	就任	退任	地家裁	高長官	最高	備考
1	香川保一	1921	男	東大	1	A1	東京	1969.12.27	1972.9.28	東	札名	○	
2	貞家克己	1923	男	東大	2	A1	東京	1972.9.29	1977.12.16	東	広大	○	
3	養田速夫	1925	男	東大	3	A1	福岡	1977.12.17	1980.2.24	福広	—	—	定年退官
4	柳川俊一	1927	男	東大	4	A1	東京	1980.2.25	1983.7.14	東	—	—	依願退官
5	藤井俊彦	1926	男	京大	6	A1	東京	1983.7.15	1985.7.24	福	—	—	在官中死亡
6	菊池信男	1933	男	東北大	9	S2	東京	1985.7.25	1988.6.2	仙東	—	—	定年退官
7	岩佐善巳	1935	男	東北大	11	A1	東京	1988.6.3	1990.8.31	広	—	—	依願退官
8	加藤和夫	1936	男	東大	15	A1	東京	1990.9.1	1993.12.21	名東	札名	—	定年退官
9	増井和男	1939	男	東大	18	S3	東京	1993.12.22	1996.9.4	東	高	—	定年退官
10	森脇 勝	1942	男	東大	20	A1	東京	1996.9.5	1997.7.6	東名	—	—	依願退官
11	細川 清	1944	男	東大	21	A1	東京	1997.7.7	1998.6.23	東	名	—	定年退官
12	山崎 潮	1944	男	東大	22	A1	東京	1998.6.24	2001.1.5	東	—	—	在官中死亡
13	都築 弘	1946	男	名古屋大	25	A1	東京	2001.1.6	2005.1.17	札	—	—	定年退官
14	大竹たかし	1950	男	早大	28	A1	東京	2005.1.18	2007.7.9	東	—	—	定年退官
15	貝阿彌誠	1951	男	東大	30	A1	東京	2007.7.10	2009.7.13	大東	—	—	定年退官
16	須藤典明	1950	男	中大	32	A1	東京	2009.7.14	2011.7.31	東	—	—	定年退官
17	青野洋士	1955	男	京大	34	A1	東京	2011.8.1	2013.7.31	東	—	—	依願退官
18	都築政則	1955	男	東大	37	A1	東京	2013.8.1	2015.4.9	東	—	—	定年退官
19	定塚 誠	1957	男	東大	37	S2	東京	2015.4.10	2017.7.6	札	—	—	定年退官
20	館内比佐志	1960	男	東大	40	S3	東京	2017.7.7	2020.9.14	仙			
21	武笠圭志	1961	男	早大	44	A1	東京	2020.9.15	2022.8.31	札			
22	春名 茂	1965	男	一橋大	46	S3	東京	2022.9.1	○				

19

3 「春名人事」の波紋

2022.08.26 時事通信

政府は26日の閣議で、内閣府独立公文書管理監に森本加奈最高検検事を充てる人事を決めた。また、法務省訟務局長に春名茂東京地裁判事兼東京簡裁判事を起用することを決定した。いずれも発令は9月1日付。

★歴代訟務局長22人のうち前職が行政専門部の部総括だったのは、加藤と春名だけ。



及川智志（弁護士）
@ShminLo フォローする

東京地方裁判所の行政部総括の春名茂裁判官が9/1の人事で法務省の訟務局長に異動しました

刑事事件の担当裁判長が検察庁の公判部長に異動するようなもので、裁判の公正さを著しく疑わせるというべきです

非常識極まりないです

こんなことを堂々で行う最高裁は国民を愚弄しているとしか思えません

午後6:37・2022年9月12日



参考) 東京地裁の行政専門部は2民、3民、38民、51民の4か部
⇒春名は2民総括だった。

20

春名裁判長の判決例

2022/5/31付『朝日新聞』:「認可取り消し 住民訴え退ける 赤羽都の道路事業」

2021/6/1付『読売新聞』:「新労組設立で除名 既存労組に賠償命令」

(HP掲載にあたっての注記: 当日の報告で配布した資料には、朝日新聞社と読売新聞社から記事利用の承認を得て、上記2本のコピーを転載した。)

21

21

波紋の拡大

安田純平の問題提起

2022/10/19付『朝日新聞』「裁判長、異動で「国代理人」に原告「裁判の公正妨げる」 国が被告の審理担当中に」

(HP掲載にあたっての注記: 当日の報告で配布した資料には、朝日新聞社から記事利用の承認を得て、上記記事のコピーを転載した。)

22

22



クルド人難民Mさんを支援する会 @kurd_m_san · 2022年11月1日

この裁判の裁判長だった春名茂氏が訟務局長になったため「訟務局長がこれまでの評議の内容を知っているという異常事態が生じている」と批判している。

「法務省訟務局は「内規に従い、**裁判官時代に担当した訴訟への関与を控えている**」とし、最高裁は「コメントは控える」としている」2022/11/1『読売新聞』西部。

「法務省訟務局は「直ちに職務上問題があるとは考えていない。ただし、疑念を抱かれることのないよう**適切に対応している**」とコメントした。最高裁広報課は「コメントは差し控える」としている」2022/11/1『毎日新聞』。

「抗議書には、国と訴訟で争うなどしている**35の弁護士のほか、300人余りの個人の弁護士が名を連ねた**。「裁判官らの評議の内容を訟務局長が知っているという異常な事態が生じている」として、こうした人事交流の廃止を求めた」2022/11/1『朝日新聞』。

23

23

2022/11/17参議院法務委員会



(ふくしま・みずほ)

福島瑞穂(社民・弁護士出身):「これ[春名人事]、極めて問題です。(略)東京地裁、**四つある行政部**の総括裁判官、まさに裁判長が次の日に国側の訟務のトップに就くと。つまり、これは、ある弁護士が言ったのは、試合をやっていて、アンパイアがハーフタイムの後に相手方の監督になるようなものだと言っています。(略)

裁判官が民事局で民法の法案を作る、まだこれはいいです。法制局で法案作る、これは分かります。こういうのは分かります。しかし、**裁判で判決を出す人間が次の瞬間に国の代理人やっていたら、原告、たまったものじゃないですよ。裁判、本当に公平だと思ってないじゃないですか。いいかげん、こんなのやめてください**」。

24

24

判検交流についての法務省の公式見解(福島質疑に対する答弁)

「法曹は法という客観的な法律に従って活動するものでありまして、裁判官、検察官、弁護士のいずれの立場においても、**その立場に応じて職責を全うする**ものであると考えています。したがって、裁判所において国を当事者等とする訴訟を担当した裁判官が訟務局に異動し当該訴訟に関与することについて、**直ちに職務上問題があるとは考えていません**」(齋藤健法相)。

「国を当事者とする訴訟の遂行に当たっては、**裁判の公正性**や職務の中立公正な遂行に疑念を抱かれることがないよう、**かつて裁判所において担当していた訴訟に関与しない**などの対応を行っているところでございます」(吉川崇法務省大臣官房政策立案総括審議官)。



(きっかわ・たかし)

2023/1/10付で富山地検検事正に異動

25

2022/11/22参議院法務委員会



(まきやま・ひろえ)

牧山弘恵(立民・国際弁護士出身):「行政部の部総括経験者が訟務局長に就任したケースは過去に二回あるんですけども、いずれも、間に別のポストに行って、そして異動されているんですね。今回のように別のポストを経由しない直接的な異動は前例のないものなわけです。**前例のない人事**、特にそれが高位の公職である場合には、当然説明責任が伴ってしかるべきだと思います。その人事に憲法上の疑義さえ呈されているならばなおさらです。これに関連して、春名氏御自身にお聞きします。春名氏が就任された訟務局長の職責を御説明いただければと思います」。

○政府参考人(春名茂君):「お答えいたします。訟務局は、国の利害に関係のある争訟に関する事務をつかさどることとされておりまして、訟務局長は、国、局の責任者としてその所掌事務を統括する立場にあるものと認識しております」。

26

26

春名人事批判の影響なのか？

東海第二原発運転差し止め訴訟の控訴審:

東京高裁第21民事部に配点⇒裁判長は
2022/9着任の永谷典雄(前広島地裁所長)

★弁護団は自主的な辞退を求める。

〈理由〉

訟務部門に長期間在籍してきた。

複数の原発関連訴訟で国側指定代理人
を務めた。

国に東海第二の運転差し止めを求めた行政
訴訟(後に取り下げ)で、訟務担当の審
議官などの立場にあった。

(参照)東京新聞Web2023/1/25; 次スライドも同じ)

出典) <https://yamanaka-bengoshi.jp/2020/03/03/nagaya41/>

永谷裁判長の経歴

R4.9.16 ~ 東京高裁 2 1 民部総括
R2.3.30 ~ R4.9.15 広島地裁所長
H29.7.7 ~ R2.3.29 東京地裁 2 0 民部総括 (破産再生部)
H26.10.27 ~ H29.7.6 東京地裁 3 1 民部総括
H26.4.1 ~ H26.10.26 東京高裁 1 7 民判事
H25.4.1 ~ H26.3.31 法務省大臣官房審議官 (訟務担当)
H23.4.1 ~ H25.3.31 法務省大臣官房訟務企画課長
H22.4.1 ~ H23.3.31 法務省大臣官房民事訟務課長
H21.4.1 ~ H22.3.31 法務省大臣官房行政訟務課長
H20.4.1 ~ H21.3.31 法務省大臣官房財産訟務管理官
H18.4.1 ~ H20.3.31 法務省大臣官房参事官 (訟務担当)
H15.4.1 ~ H18.3.31 東京法務局訟務部副部長
H12.9.1 ~ H15.3.31 東京地裁判事
H9.4.1 ~ H12.8.31 法務省訟務局付
H9.3.28 ~ H9.3.31 東京地裁判事補
H6.4.1 ~ H9.3.27 福島家地裁白河支部判事補
H3.4.1 ~ H6.3.31 新潟地家裁判事補
H1.4.11 ~ H3.3.31 大阪地裁判事補

27

27



(かいと・ゆういち)

「東京高裁の担当部が別の部に移る見通しであることが分かった。(略)弁護団が〔1月〕25日、明らかにした。31日に予定していた控訴審の第1回期日は取消となった」。

「弁護団の海渡雄一弁護士によると、今月〔1月〕25日に永谷氏から「諸般の事情にかんがみて事件の担当替えをする」と説明を受けたという。新たな部が審理を引き継ぐ見通し。(略)海渡氏は「国の代理人と行政訴訟の裁判長を兼ねるべきではない。(略)判検交流は民主党政権で禁止されたが、行政訴訟の国側代理人と裁判官の交流も禁じるべきだった」と指摘した」。

「原発関連訴訟で裁判官の交代を求めるケースは多い。(略)元裁判官の多田元弁護士は、交代の申し立てについては「裁判所へのけん制球のようなものでよくある。実際に交代することは極めて異例」と説明」

28

28

おわりに～最高裁が主張した「公正らしさ」論



(いしだ・かずと)

石田和外最高裁長官「新年のことば」:

「裁判所は憲法のもと、法の支配を確立すべきその本来の責務を一層深く自覚し(略)あくまで中立、公正にその使命を遂行しなければならない。裁判のこの公正は単に公正であるというばかりでなく国民が信じて疑わないものであることが必要である」『裁判所時報』1970/1/1。

岸盛一最高裁事務総長談話:

「裁判官が政治的色彩を帯びた団体に加入していると、その裁判官の裁判がいかに公正なものであっても、その団体の構成員であるがゆえに、その団体の活動方針にそった裁判がなされたとうけとられるおそれがある。(略)以上は最高裁判所の公式見解である」『裁判所時報』1970/5/1。

29

29

春名人事を「公正らしさ」論にあてはめると:

>> 行政部の部総括判事が訟務局長になると、行政裁判がいかに公正なものであっても、訟務局長に裁判官の経験があるがゆえに、国側にそった裁判がなされたとうけとられるおそれがある。(略)以上は最高裁判所の公式見解である。

★最高裁の公式見解である「公正らしさ」論からみて、判検交流の合理性は成り立たない。

参考文献・URL

木佐茂男(1990)「裁判官の専門性と独立性(1)」『北大法学論集』第40巻第5・6号(上)。
西川伸一(2020)『増補改訂版 裁判官幹部人事の研究』五月書房新社。
萩屋昌志編著(2004)『日本の裁判所』晃洋書房。

国会会議録検索システム(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>)
弁護士山中理司のブログ(<https://Yamanaka-bengoshi.jp/>)

30

30